

## 2 受験資格

(1) 次の①及び②の要件を全て満たす人

- ① 昭和39年4月2日以降に生まれた人
- ② 次に掲げる試験の職種について、それぞれの受験資格を満たしている人

試験の職種	受験資格
農業土木	直近7年（平成29年5月1日から令和6年4月30日まで）中に5年以上、農地、用排水施設、農道、農地海岸等の農業土木分野における計画、設計、積算又は施工管理の職務経験を有する人 ※「計画、設計、積算又は施工管理」の経験とは、農地、用排水施設、農道、農地海岸等の工事についての経験が該当します。ただし、現場作業、土質調査、測量、CAD業務等の業務は含みません。
林業	直近7年（平成29年5月1日から令和6年4月30日まで）中に5年以上、森林、林業・木材産業における経営、管理若しくは指導又は治山、地すべり、なだれ、海岸、林道等の林業分野における計画、設計、積算若しくは施工管理の職務経験を有する人 ※「経営、管理若しくは指導」の経験とは、森林整備、木材生産、木材加工・流通の事業についての経験が該当します。また、「計画、設計、積算若しくは施工管理」の経験とは、治山、地すべり、なだれ、海岸、林道等の土木構造物の築造・改修工事についての経験が該当します。ただし、現場作業、土質調査、測量、CAD業務等の業務は含みません。
保健師	これまでに5年以上、保健師としての職務経験を有する人

(注) 「職務経験」とは、会社員、自営業者、団体職員及び公務員並びに医療機関、学校、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人の職員等として、週35時間以上の勤務を1年以上継続して勤務した経験（アルバイト、臨時職員は除く。）が該当します。

(注) 勤務経験が複数の場合は「職務経験」として通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職歴に限ります。

なお、個々の継続した勤務経験が1年未満の場合は「職務経験」として通算できません。

(注) 在職中に連続して3か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、職務経験から除きます。

(注) 最終合格発表後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。

(2) 次のいずれかに該当する人は、(1)の要件を満たしても**受験できません**。

- ・ 日本の国籍を有しない人
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 宮城県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とする人を除く。）
- ・ 現に宮城県職員である人（会計年度任用職員及び任期付職員を除く。）